

別添 1

七戸町ゼロカーボン総合戦略策定業務委託（戦略策定編）仕様書

1. 業務の目的

町では、令和3年7月7日に七戸町ゼロカーボンシティ宣言をし、今まで以上にカーボンニュートラル及び循環型社会の実現に向けて取り組んでいくこととなりました。令和3年度には、七戸町ゼロカーボン総合戦略策定のための基礎調査を実施し、温室効果ガス排出量に関する推計または基礎情報の収集及び現状分析を行いました。

本業務においては、2050年までのカーボンニュートラルに向けた、具体的な指標や再生可能エネルギー導入目標、目標達成に必要な施策等を盛り込んだ戦略及び計画（以下、戦略等という。）を策定することを目的とします。

2. 業務の対象地域

七戸町内全域

3. 本業務の実施にあたり留意すべき条件

本事業は、令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）を財源として行うものであり、業務を行う際は、当該補助金の実施要領等の内容に沿って進めるものとします。

このため、2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定し、その目標は、策定後に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）に適切に反映することを前提に検討することとします。

4. 業務内容

業務内容は、以下の（1）～（6）

（1）基礎情報の更新と温室効果ガス排出量等に関する推計の見直し

七戸町ゼロカーボン総合戦略策定業務委託（基礎調査編）の業務成果について、統計資料の更新や最新の社会動向を考慮し、地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報を更新します。情報の更新等により見直しが必要となった地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計値を修正します。

なお、七戸町ゼロカーボン総合戦略策定業務委託（基礎調査編）の業務成果は受託者に貸与します。

（２）地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた 2050 年までのカーボンニュートラルを目指した七戸町の将来ビジョン・脱炭素シナリオを作成します。将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成にあたっては、七戸町ゼロカーボン総合戦略策定業務委託（基礎調査編）の業務成果の内容を踏まえるとともに、最新の取組事例なども反映します。

（３）再生可能エネルギー導入目標（計画）の作成

七戸町の再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再生可能エネルギー導入目標（計画）を作成します。導入目標（計画）は、農林業と調和した再エネ発電による町の活性化、再エネ発電設備の整備を促進する区域など七戸町において導入が見込まれるあらゆる再生可能エネルギーとします。

（４）政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

七戸町の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオ及び地域の再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定（実現可能性調査の実施を含む）を行います。なお、実現可能性調査は、特定の施設に対する設備導入を前提としたものは、本業務の対象外とします。

（５）地域の関係者等と合意形成を行うための会議等の開催

七戸町ゼロカーボン総合戦略の策定にあたり地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等を開催します。会議等の開催方法（構成員選定含む）は受託者の提案内容を踏まえ、七戸町と受託者の協議のうえ決定します。なお、会議等の開催に関する受託者以外の構成員に係る経費は、本業務契約金の対象外とします。

（６）七戸町ゼロカーボン総合戦略のとりまとめ

（１）～（５）の検討内容を七戸町ゼロカーボン総合戦略としてとりまとめます。また、総合戦略の内容を町民にわかりやすく広報するための概要版をとりまとめます。

5. 打合せ

業務の遂行にあたり、必要に応じて打合せ・協議を行い、疑義の解消に努めます。打合せ方法は、新型コロナウイルスの感染状況も勘案し、適切な方法で開催します。

6. 成果品

本業務の成果品として以下を取りまとめて提出してください。

- (1) 業務報告書 4部
- (2) 七戸町ゼロカーボン総合戦略 20部
- (3) 七戸町ゼロカーボン総合戦略(概要版) 100部
- (4) 上記(2)及び(3)の電子データ ※一式 電子媒体一式

※ 電子データには、業務報告書、総合戦略及び概要版の印刷原稿の他、本業務の実施にあたり収集・作成した各種資料、図表・グラフ等のデータも格納すること。また、保存するデータ形式は、町が再利用できるものとします。

7. 納入場所

七戸町役場企画調整課

8. 業務の委託期間

契約締結の日から令和5年2月10日(金)まで

9. 実施体制

受注者は、本業務にあたり技術上・工程上の管理等を総括するものとして管理責任者を定めるものとします。

10. 守秘義務

受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならず、この契約が終了又は解除された後においても同様とします。また、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。

11. その他

提案書作成にあたり、各現状値、推計の基となる数値については、国で公表している数値等を用いることを基本としますが、それ以外のデータを活用する場合は、何に基づくものか出典を明らかにしてください。